○厚生労働省国土交通省令第二号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「未満の者」の下に「（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第一項に規定する認定市町村が、同法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該計画に記載された同法第五条第四項第八号に規定する生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合においては、当該要件に該当する者を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十五号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）及び地域再生法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百三号）の施行に伴い、農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

農林水産大臣　森山　裕

農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の」を「第七条の」に改め、同条第一号中「第五条第二号」を「第七条第二号」に改め、同条第四号中「第五条第四号」を「第七条第四号」に改め、同条第五号中「第五条第二号」を「第七条第二号」に改める。

第三条中「第十七条の十五第二項」を「第十七条の二十七第二項」に、「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改める。

第四条第一項中「第十七条の十五第三項第四号」を「第十七条の二十七第三項第四号」に改め、同項第一号イ中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同条第二項中「第十七条の十五第四項」を「第十七条の二十七第四項」に改める。

第五条中「第十七条の十五第四項第五号」を「第十七条の二十七第四項第五号」に改める。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○農林水産省国土交通省令第五号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行に伴い、農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第六号」に改める。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○経済産業省令第六十六号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三条第二項及び第七項、第四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項、第七条の九第一項並びに第三十三条の三の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

経済産業大臣　林　幹雄

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次のとおり改正する。

第三条第一項第四号中「輸出者及び」を削り、「連絡先」の下に「（令第一条第一号に掲げる経済連携協定（以下「日メキシコ協定」という。）又は同条第十二号に掲げる経済連携協定（以下「日ペルー協定」という。）に係る申請を行う場合に限る。）」を加え、同項第五号中「（令第一条第一号に掲げる経済連携協定（以下「日メキシコ協定」という。）」を「日メキシコ協定」に、「同条第十二号に掲げる経済連携協定（以下「日ペルー協定」という。）」を「日ペルー協定」に改め、同項第七号中「（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第一項の規定により輸出申告に際し税関に提出する仕入書をいう。以下同じ。）に記載された当該物品の名称及び数量並びに当該仕入書」を削り、「日メキシコ協定」の下に「又は令第一条第九号に掲げる経済連携協定（以下「日スイス協定」という。）」を加え、「）並びに」を「）及び」に改め、「その番号」の下に「（日スイス協定に係る申請を行う場合を除く。）」を加える。

第六条第一項の表第九号中「令第一条第九号に掲げる経済連携協定（以下「日スイス協定」という。）」を「日スイス協定」に改め、同表に次のように加える。

十四　令第一条第十四号に掲げる経済連携協定（以下「日モンゴル協定」という。）	様式第三十四
	様式第三十五

第七条第一項第十二号中「の後」を「の翌日から」に改め、同条第十二項第四号中「受領した日」の下に「の翌日」を加え、同条に次の一項を加える。

14　法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日モンゴル協定にあっては、次のとおりとする。

一　自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、モンゴル国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ　日モンゴル協定第三・十八条の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ　日モンゴル協定第三・十九条の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がモンゴル国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二　証明書受給者又は特定証明資料提出者は、モンゴル国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日モンゴル協定第三・十九条及び第三・二十条の規定を十分に読むべきこと。

三　モンゴル国の税関当局が、日モンゴル協定第三・十九条第一項(a)に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。